

直接雇用

正社員または契約社員として紹介されたデザイナーを採用し、この社員が勤務開始後 60 日以内に退社した場合、請求額の 60%の返金を行うこととする。ただし、デザインプロジェクト契約を経たケース、および実際の労働条件と採用決定時の雇用契約内容とに著しい相違が認められた場合はこの限りでない。